

水戸市緑の基本計画（第2次）

水 戸 市

目次

第1 計画策定の基本的事項 1	第4 施策の展開 17
1 計画の策定の趣旨..... 1	基本方針1 みんなが楽しめる緑づくり 18
2 計画の位置付け..... 1	基本施策1-① 魅力発信交流拠点の更なる魅力向上... 18
3 計画期間..... 2	1 地域づくり拠点公園の整備..... 18
4 計画対象区域と対象とする緑..... 2	2 民間活力の活用..... 25
第2 現況と課題 3	基本施策1-② 身近な緑の整備・保全..... 27
1 前計画の目標指標の達成度..... 3	1 誰もが楽しめる緑、みんなの遊び場の整備..... 27
2 上位計画の位置付け..... 4	2 緑の長寿命化..... 30
3 公園・緑地の現況..... 6	基本方針2 市民との協働による緑づくり 31
4 緑に関する市民の意識..... 8	基本施策2-① 市民の緑づくりへの支援..... 31
5 こども・子育て施策に関する市民ニーズ 10	1 市民協働による緑と花の空間づくり... 31
6 課題の整理..... 12	2 民有地緑化の支援..... 33
第3 計画の基本的方向 14	基本方針3 安心できる緑づくり 35
1 目指す姿（緑の将来像）..... 14	基本施策3-① 緑による防災・減災対策の推進..... 35
2 基本方針..... 15	1 災害に対応した公園・緑地の整備..... 35
3 目標指標..... 16	2 かん養林となる森林の保全..... 37
	基本方針4 緑の保全、緑化の推進 39
	基本施策4-① 適正な規制・誘導による緑の保全... 39
	1 緑地等の保全..... 39
	2 開発行為における緑化の誘導..... 42
	3 協定等による民有地緑化..... 44
	基本施策4-② 多面的な緑の保全、緑化の推進..... 45
	1 動植物の生息・生育環境の保全..... 45
	2 水辺環境の保全..... 47
	3 歴史的・文化的環境の保存と活用..... 49
	第5 推進体制と進行管理 50
	1 計画の推進体制..... 50
	2 進行管理..... 50

第1 計画策定の基本的事項

1 計画の策定の趣旨

本市は、1991（平成3）年に「緑の都市宣言」を行い、緑豊かな都市を目指しています。

緑の基本計画は、1994（平成6）年の都市緑地保全法（現都市緑地法）の改正において、公園緑地政策の実効性を高めるために国が制度化した計画であり、本市では2017（平成29）年度から2023（令和5）年度までを計画期間とする水戸市緑の基本計画（以下「前計画」という。）を策定しました。前計画の期間が満了することから、水戸市第7次総合計画－みと魁・Next プラン－や関連個別計画等との整合を図りながら、水戸市緑の基本計画（第2次）（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、市民意向やSDGsの理念、GXの推進、環境に対する関心の高まりなどの社会情勢、豊かな水と緑を有する水戸市の特長を踏まえ、公共施設や民有地の緑化に関する方針等を定め、緑地の保全及び緑化の推進により、緑豊かな都市の実現に向けた総合的な施策を展開するものです。

※緑の都市宣言

私たちの水戸市は、千波湖や那珂川の水辺にめぐまれ、緑の多い都市です。

しかし、この大切な緑も、開発とともにしだいに失われようとしています。

私たち市民は、ゆたかな自然とともに暮らしつづけるために、緑を守り、育て、未来に伝えたいと思います。

水が澄み、鳥が飛び、緑や花々がまちにあふれることを願い、水戸市を「緑の都市」とすることを宣言します。

平成3年4月1日

2 計画の位置付け

本計画は、社会情勢の変化や市民のニーズを踏まえるとともに、国や県とも連携し、水戸市第7次総合計画－みと魁・Next プラン－や水戸市都市計画マスタープラン（第3次）等との整合を図りながら、推進してまいります。

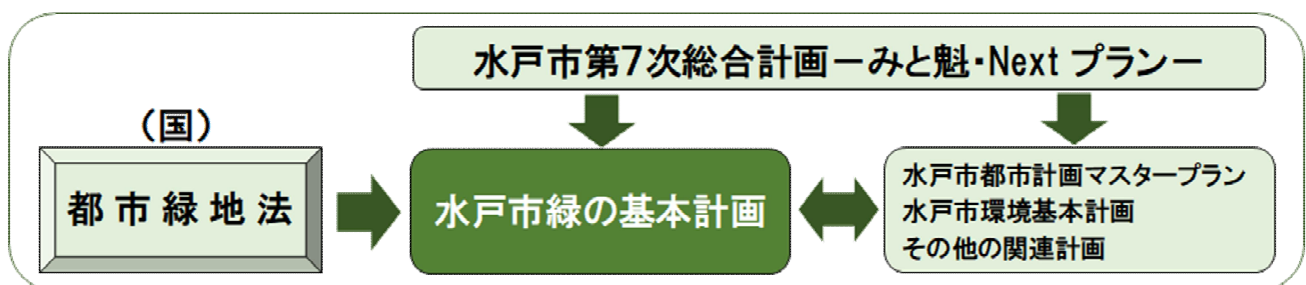


図1-1 計画の位置付け



図 1－2 本計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関連性

3 計画期間

計画期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や法の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4 計画対象区域と対象とする緑

本市は、市全域が都市計画区域であるため、市全域を計画対象区域とするとともに、良好な都市環境を形成するため、市街化区域の全域を緑化重点地区に設定します。また、本計画における「緑」とは、河川・湖沼を含む自然環境や公園・田園等を指し、次に示すものを対象としています。なお、本計画では、公共団体が土地の権利を取得して施設を整備し、公園のように一般開放して供用している公共施設について、各種法令等の定義に関わらず「公園・緑地等」と表現します。

対象とする緑

- ・公園、緑地、緑道、樹林地、里山、農地、谷津田、河川、水辺、湖沼、ため池
- ・道路等の公共施設の緑地、又は緑に覆われたオープンスペース
- ・民有地の緑地、又は緑に覆われたオープンスペース

※緑化重点地区

都市緑地法において、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画で定めることができると規定されている地区。緑化重点地区では、市民緑地認定制度（p. 44 参照）の活用が可能となる。

第2 現況と課題

1 前計画の目標指標の達成度

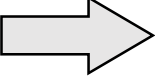
前計画の目標指標は、「緑に対する市民満足度」と「都市公園の市民一人当たり面積」の二つとしていました。

(1) 緑に対する市民満足度

緑に対する市民満足度は、市民1万人アンケートの「自然や緑に囲まれたまちづくりに満足している市民の割合」について、目標を55パーセントとしていました。2022（令和4）年度に実施した市民1万人アンケート（調査期間：令和4年5月12日～5月31日、調査人数：10,002人、有効回収数：4,978件）における同指標の結果は47.4パーセントでした。

緑に対する市民満足度

市民1万人アンケートにおける「自然や緑に囲まれたまちづくりに満足している市民の割合」

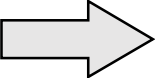
前計画時の現況 2012(平成24)年度		前計画の目標 2023(令和5)年度	実績 2022(令和4)年度
48.2%		55%	47.4%

(2) 都市公園の市民一人当たり面積

都市公園の市民一人当たり面積は、目標を12平方メートルとしていました。2023（令和5）年4月時点における実績は約12平方メートルでした。

都市公園の市民一人当たり面積

都市公園の市民一人当たり面積＝都市公園面積÷常住人口

前計画時の現況 2016(平成28)年度		前計画の目標 2023(令和5)年度	実績 2023(令和5)年度
11.2 m ²		12 m ²	11.98 m ²

2 上位計画の位置付け

(1) 水戸市第7次総合計画ーみと魁・Next プランー

2024（令和6）年策定、計画期間：2024（令和6）年度から2033（令和15）年度まで

水戸市第7次総合計画ーみと魁・Next プランー（以下「みと魁・Next プラン」という。）では、将来都市像「こども育む くらし楽しむ みらいに躍動する 魁のまち・水戸」の実現に向け施策の大綱を定めています。そのうちの一つの項目として、「憩いとゆとりのある魅力的な公園・緑地の整備」を位置付け、日常生活に憩いやゆとりを提供する公園・緑地が身近にあるまちを目指しています。

また、「水戸らしい地域拠点ネットワーク型コンパクトシティ」の構築を目指す都市空間整備計画において、多くの公園・緑地等を魅力発信交流拠点として位置付けており、これらの公園・緑地等については、市民の憩いの場としてはもとより、市外・県外から多くの人を迎え入れる場として、にぎわい創出につながるような整備が求められています。魅力発信交流拠点は表2-1及び図2-1のとおりです。

表2-1 みと魁・Next プランにおける魅力発信交流拠点一覧

拠点分類	拠点名	拠点分類	拠点名
自然	大塚池公園	スポーツ・健康	青柳公園
	偕楽園・千波湖周辺地区		東町運動公園
	少年自然の家		内原ヘルスパーク
	植物公園周辺地区		県営堀原運動公園
	森林公園		下入野健康増進センター
	七ツ洞公園		市立競技場
歴史・文化	大串貝塚ふれあい公園		市立サッカー・ラグビー場
	くれふしの里古墳公園		総合運動公園
	県近代美術館		田野市民運動場
	県立歴史館		東部公園
	弘道館・水戸城跡周辺地区	コンベンション	アダストリアみとアリーナ
	市立博物館		ケーブデンキスタジアム水戸
	備前堀周辺地区		ザ・ヒロサワ・シティ会館
	保和苑周辺地区		ノーブルホームスタジアム水戸
こども・子育て支援	あかしあ		Mitori0（水戸市民会館、水戸芸術館等）
	はみんぐぱーく・みと		リリーアリーナ MITO
	わんぱーく・みと		

拠点名は分類ごとに五十音順

太字ゴシック・・・都市公園法に基づく都市公園

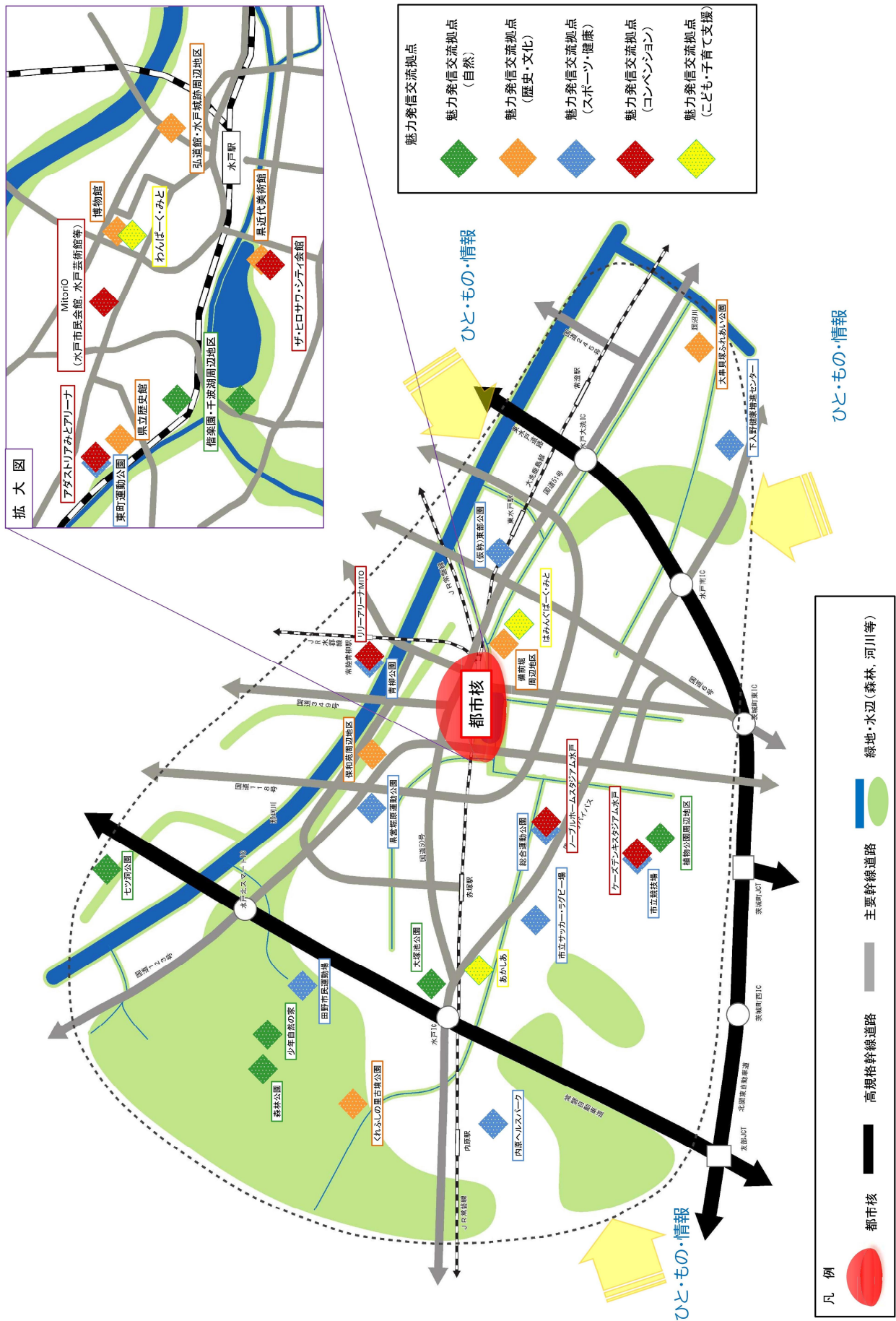


図2-1-1 みと魁・Nextプランにおける魅力発信交流拠点図

3 公園・緑地の現況

(1) 都市公園の現況

都市公園は、都市公園法に基づき開設した公園で、機能や目的、利用対象により区分されています。2023（令和5）年4月時点の本市における都市公園は144か所、321.58ヘクタール、一人当たりの都市公園面積は約12平方メートルとなっています。これは、全国平均の10.8平方メートル（2023（令和5）年3月）より高い水準です。

表2-2 都市公園の整備状況（令和5年4月1日時点）

区分		箇所	面積(ha)	公園内訳	
				名称	管理者等
基幹公園	街区(児童)公園	84	23.75	七軒町児童公園 ほか	
	近隣公園	6	15.26	駅南平和公園	
				保和苑	
				双葉台公園	
				十万原近隣公園	
				東山近隣公園	
				百合が丘公園	
	地区公園	1	3.40	弁天池公園	
	総合公園	2	79.77	千波公園	一部県
				東部公園	
	運動公園	4	40.22	東町運動公園	
青柳公園					
堀原運動公園				県	
総合運動公園					
特殊公園	風致公園	4	30.80	大塚池公園	
				小吹水源池公園	
				七ツ洞公園	
				中沢池公園	
	植物公園	1	16.05	植物公園	
	歴史公園	1	3.20	弘道館公園	県
その他の都市公園	広域公園	1	58.00	偕楽園公園	県
	広場公園	3	0.72	常磐町2丁目広場	
				見和3丁目広場	
				県庁東公園	県
	都市緑地	37	50.41	沢渡川緑地	県
				桜川緑地	県
				百樹園	
				逆川緑地	
紀州堀緑地ほか					
合計		144	321.58	市民一人当たり 都市公園面積(㎡)	11.98 (≒12)

(2) 児童遊園の現況

児童遊園は、都市計画法第 33 条の規定に基づき、民間事業者による宅地分譲等の開発行為に伴い整備された広場等について、市が帰属を受け維持管理しており、1 か所当たりの平均的な広さは約 0.03 ヘクタール、児童向けの遊具を 1 ～ 2 基程度設置している小規模な公園です。住宅地における広場としての機能や身近な憩いの場づくりに活用しています。

2023（令和 5）年 4 月時点で、307 か所（総面積 10.4 ヘクタール）あります。

(3) 保存樹等の現況

本市では、市民に親しまれるとともに、美観風致を維持するため、保存することが必要な樹木や、良好な自然環境を形成し地域で保存することが必要な樹林地について、「水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき、保存樹等に指定し、奨励金の支給等の支援を行っております。

2023（令和 5）年 4 月時点で、保存樹 164 本、保存樹林地約 57.6 ヘクタール、保存生垣 25 か所を指定しています。

(4) 地域制緑地の現況

地域制緑地とは、土地利用の変更や開発に許可等が必要な地域を法令により指定し、緑の保全を図っている緑地の総称です。

2023（令和 5）年 4 月時点で、本市の地域制緑地は、特別緑地保全地区 1 か所、風致地区 7 地区、農用地区域内の農用地（市街化区域を除く。）約 4,525 ヘクタール、保安林約 239 ヘクタール、河川保全区域 1 か所、県立自然公園区域 2 か所となっています。

表 2－3 地域制緑地の現況（令和 5 年 4 月 1 日時点）

区分名称	箇所数	指定面積（ha）		備 考
		都市計画区域	うち市街化区域	
特別緑地保全地区	1 か所	24.00	12.20	上市緑地保全地区
風致地区	7 地区	539.20	334.00	地区：三の丸、千波、笠原、八幡、愛宕、長者山、常磐
農用地区域内の農用地（農振農用地）		4,524.50	0.00	水戸市全域（市街化区域を除く）
保安林		239.00		面積は茨城県公表の国有林・民有林合計値
河川保全区域	1 か所	846.20	0.00	那珂川
自然公園区域（県立自然公園区域）	2 か所	300.00	280.00	水戸県立自然公園 2 か所

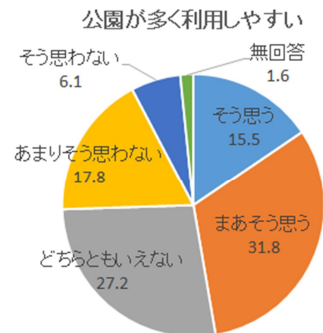
4 緑に関する市民の意識

緑に関する市民の意識について、市民1万人アンケートのうち、公園・緑地に関する項目の結果を整理しました。

問：水戸市をどのように感じていますか

【項目】公園が多く利用しやすい

「そう思う」「まあそう思う」の回答を合わせると、47.3 パーセントとなっています。

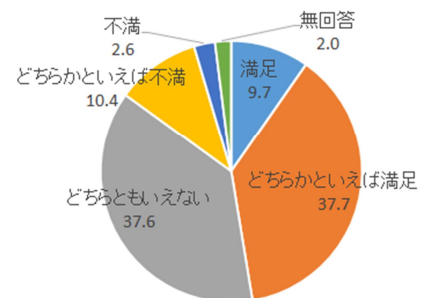


問：施策の現状に対する満足度

【項目】自然や緑に囲まれたまちづくり(公園などの整備)

「満足」「どちらかといえば満足」の回答を合わせると47.4 パーセントとなっています。

自然や緑に囲まれたまちづくり(公園などの整備)

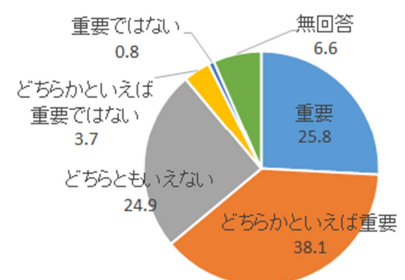


問：施策の今後の重要度

【項目】自然や緑に囲まれたまちづくり(公園などの整備)

「重要」「どちらかといえば重要」の回答を合わせると63.9 パーセントとなっています。

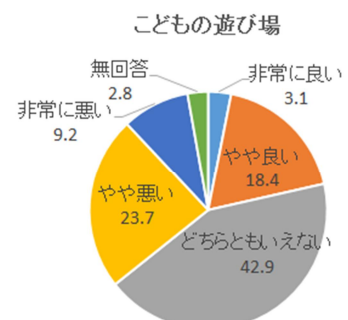
自然や緑に囲まれたまちづくり(公園などの整備)



問：住まいまわりの生活環境

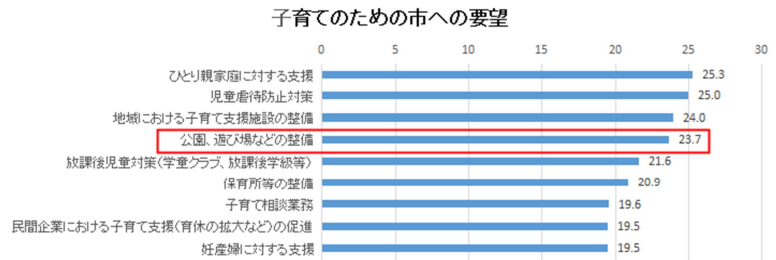
【項目】こどもの遊び場

「非常に良い」「やや良い」の回答を合わせると、21.5 パーセントとなっていますが、「やや悪い」「非常に悪い」の回答を合わせると、32.9 パーセントとなっています。



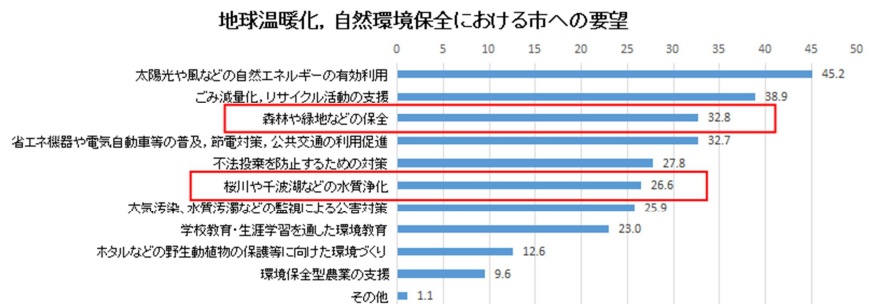
問：子育てのための市への要望

全項目のうち、上位4番目に「公園、遊び場などの整備」が位置しています。



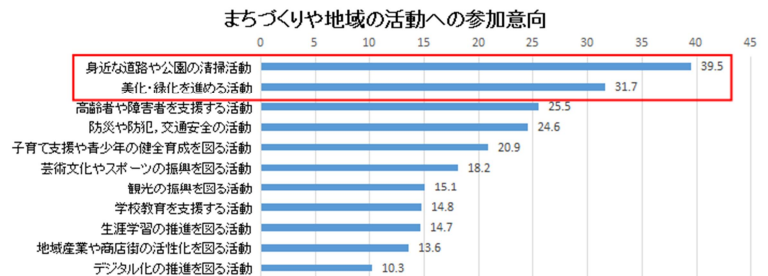
問：地球温暖化、自然環境保全における市への要望

「森林や緑地などの保全」が上位3番目、「桜川や千波湖などの水質浄化」が上位6番目に位置しています。



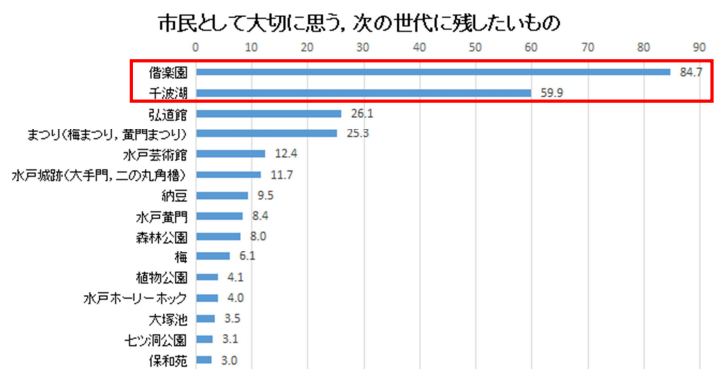
問：まちづくりや地域の活動への参加意向

「身近な道路や公園の清掃活動」「美化・緑化を進める活動」が上位1、2番目を占めています。



問：市民として大切に思う、次の世代に残したいもの

「偕楽園」「千波湖」が上位1、2番目を占めています。また、地域ごとの集計結果を見ると、「七ツ洞公園」「大塚池」「森林公園」「大串貝塚ふれあい公園」は、それぞれの地元地域では上位に位置付けられています。



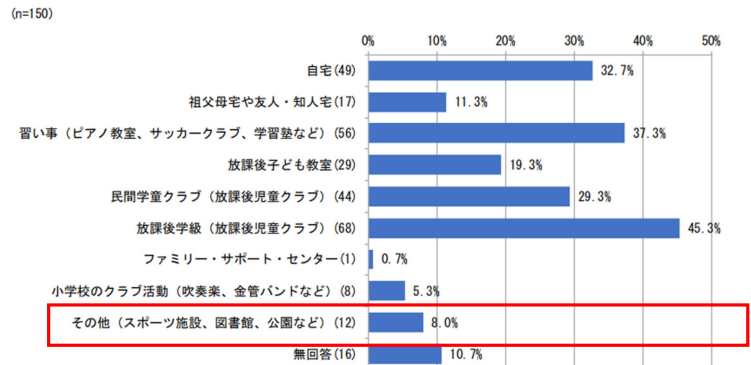
5 こども・子育て施策に関する市民ニーズ

公園・緑地等に対するこどもや子育て世代のニーズについて、こども・子育て施策に関する市民ニーズ調査（調査期間：令和6年2月1日～2月16日、調査票配布数：8,000件、有効回収数：2,318件）のうち、公園・緑地等に関する項目の結果を整理しました。

○就学前の児童の保護者に対する調査結果

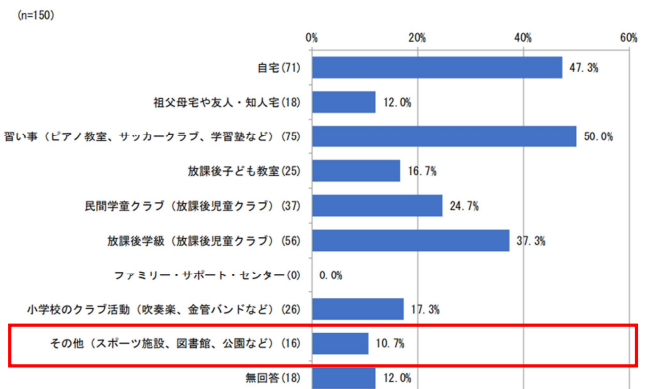
問：小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

スポーツ施設、図書館、公園を含む「その他」の回答は8.0パーセントで9項目中7番目となっています。



問：小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

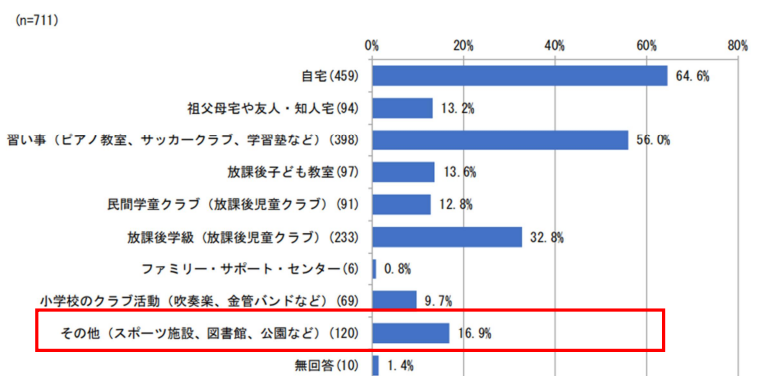
スポーツ施設、図書館、公園を含む「その他」の回答は10.7パーセントで9項目中8番目となっています。



○小学生児童の保護者に対する調査結果

問：小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

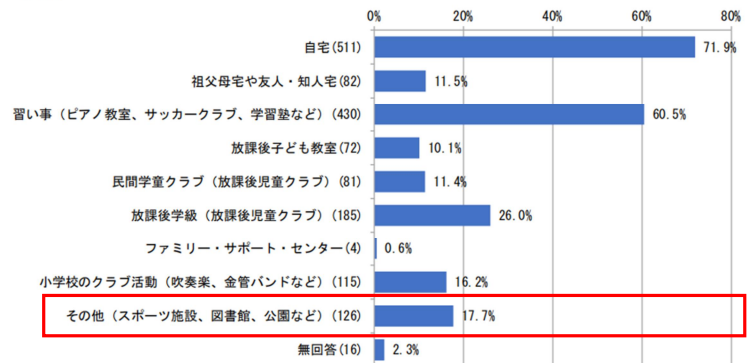
スポーツ施設、図書館、公園を含む「その他」の回答は16.9パーセントで9項目中4番目となっています。



問:小学校高学年(4～6年生)になったら、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

スポーツ施設、図書館、公園を含む「その他」の回答は17.7パーセントで9項目中4番目となっています。

(n=711)

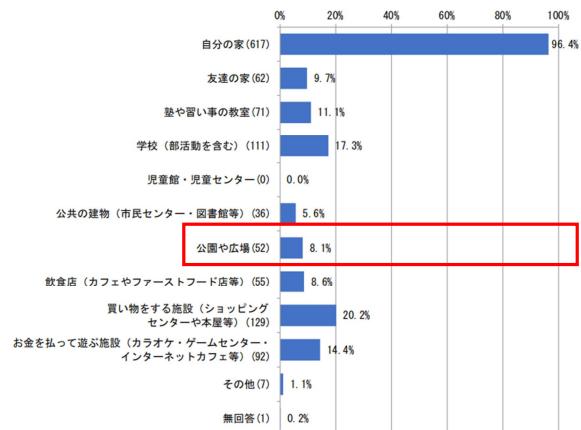


○中学生及び高校生年代に対する調査結果

問:あなたは、自由な時間を過ごす場合、どのような場所で過ごすことが多いですか。

「公園や広場」の回答は8.1パーセントで11項目中8番目となっています。

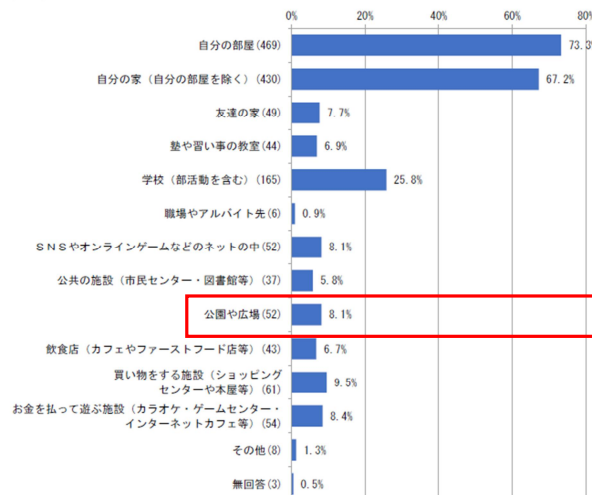
(n=640)



問:あなたが今、居心地が良いと感じる“居場所”はどこですか。

「公園や広場」の回答は8.1パーセントで13項目中6番目となっています。

(n=640)



6 課題の整理

前項までの現況を踏まえ、課題を下記のとおり整理しました。

(1) 公園・緑地等の整備について

交流拠点としての整備

市民1万人アンケートにおける本市の印象について、公園が多く利用しやすい、住むところと自然が調和しているといった回答が多く、豊かな自然や公園・緑地等は、本市の特徴の一つとなっています。その特徴を生かし、みと魁・Nextプランにおいては、偕楽園公園や千波公園をはじめとする、多くの公園・緑地等を魅力発信交流拠点に位置付けていることから、市内はもとより、県内外から多くの人を呼び込み、にぎわいと交流を創出する拠点として活用するため、更なる魅力づくりを進めていく必要があります。

身近な公園・緑地等の整備

市民の身近な公園・緑地等は、こどもたちの遊びや学びの場になり、道路空間の街路樹や植樹帯は、日常に憩いやゆとりを提供します。みと魁・Nextプランにおいて「公園等のこどもの遊び場の充実」を重点プロジェクトに位置付けていますが、市民1万人アンケートにおいては、「こどもの遊び場」の評価が低く、公園・緑地等を適切に整備し、対応する必要があります。また、こども・子育て施策に関する市民ニーズ調査においては、未就学児・小学生の保護者に対して、「自身のこどもを放課後に過ごさせたい場所」を質問したところ、公園や図書館、スポーツ施設を含む「その他」の回答は少なく、「放課後学級や習い事」等の管理者がいる場所を望む回答が多い傾向にありました。中学生及び高校生年代においても、「公園や広場」の利用に関する回答が少ないことから、幅広い世代の市民がより身近に緑を感じられるよう、地域の多様なニーズに合わせた改修や再整備、保全に取り組む必要があります。

(2) 市民協働について

市民協働を促す仕組みの整備

みと魁・Nextプランにおいて、市民が主役となってまちづくりに参加できる環境の受け皿として、「市民との協働による花と緑の空間づくり」を主要事業に位置付けています。市民1万人アンケートからは、これらへの参加意向が非常に高いことが伺え、市民協力を得やすい環境にもあることから、市民協働による緑のまちづくりを引き続き推進するとともに、情報提供や活動支援を強化し、より多くの市民が気軽に緑のまちづくりに協力していただける仕組みづくりを行う必要があります。

市街地や民有地の緑化

市民はもとより訪れる人々にとって、市街地内の駅前広場や道路空間、遊歩道等の緑は、本市のイメージを形成する要素の一つです。緑豊かで快適なまちづくりのため、公共空間をはじめ、民有地緑化への適切な支援や、中心市街地における民間の未利用地の活用を検討するなど、緑化を推進していく必要があります。

(3) 災害への対応について

災害に対応した公園等の整備

水戸市都市計画マスタープラン（第3次）では、災害に対応した公園の整備・保全が位置付けられており、公園・緑地等が持つ防災空間や延焼遮断帯としての機能の活用を推進する必要があります。また、公園・緑地や森林等の緑には、土壌保全機能とともに、雨水の貯留や浸透の機能があり、土砂災害や洪水の抑制に効果があるため、防災の観点からも適切な保全を図っていく必要があります。

(4) 緑の保全、緑化の推進について

特徴ある緑の保全

本市の地勢的特徴として、低地地区は、那珂川を挟んで東西に伸び、下市及び水戸駅南地区の市街地を除いては水田地帯となっているほか、市の中央から南部にかけての台地地区は市街地が広がる一方、畑地等の農地も多くあります。北西部の丘陵地区には、森林公園等があり豊かな緑地になっています。中心市街地は上市台地に形成されていますが、北側は那珂川の低地、南側の桜川の浸食谷は偕楽園や千波湖を中心とした大規模な公園・緑地等、東端是水戸城跡となっているなど、市街のほぼ中央に本市の誇る自然景観が形づくられています。これらは、本市の特徴的な緑の骨格であることから、次世代に継承するため、法令による制度等を活用し、貴重な水と緑として保全していく必要があります。

多面的な緑の保全と緑化の推進

市民1万人アンケートの結果では、約5割の市民が公園・緑地に関する施策に満足しており、緑に対する一定の評価は得られていますが、更なる満足度の向上を目指すとともに、緑の持つ機能を最大限に発揮させ、ゼロカーボン・エコシティへの貢献やまちの風格をつくりだせるよう、動植物が生息・生育できる緑地や水辺、歴史・文化的な緑も含めた、多面的な緑の保全や緑化の推進を図る必要があります。

第3 計画の基本的方向

1 目指す姿（緑の将来像）

本市の将来都市像である「こども育む くらし楽しむ みらいに躍動する 魁のまち・水戸」の実現に向け、豊かな自然にふれあい、憩いとゆとりを感じられる空間を形成し、身近な公園・緑地づくりを市民と協働で進めるとともに、こどもたちが遊び、多くの人が集う、にぎわいの拠点としての魅力の向上に資する公園・緑地を目指すため、本計画では、下記の目指す姿（緑の将来像）を掲げることとします。

目指す姿（緑の将来像）

みんなが楽しめる緑あふれるまち水戸

2 基本方針

目指す姿の実現のため、取組の柱として、以下のとおり、基本方針と基本施策を設定します。

基本方針1 みんなが楽しめる緑づくり

拠点となる公園について、重点的に整備し、民間活力を活用しながら市民の多様なレクリエーション需要に対応するとともに、公募設置管理制度（以下「パークPFI」という。）の導入や広域連携により、楽しめる交流拠点づくりを推進します。さらに、身近な公園・緑地等は、市民ニーズを捉えながら、こどもの遊び場としての充実を図ります。また、障害の有無や年齢、性別を問わず誰もが楽しめる遊具と定義されているインクルーシブ遊具の導入や、長寿命化計画に基づく整備など、更に利用しやすい公園として最適化を図ります。

基本施策1－① 魅力発信交流拠点の更なる魅力向上

基本施策1－② 身近な緑の整備・保全

基本方針2 市民との協働による緑づくり

より多くの市民が気軽に緑のまちづくりに協力していただける仕組みづくりを進め、市民との協働による施策を更に強化するとともに、民有地についても、適切な支援や啓発により緑化を推進します。

基本施策2－① 市民の緑づくりへの支援

基本方針3 安心できる緑づくり

災害時において公園・緑地等を活用する観点から、防災・減災機能の確保や維持を図るとともに、昨今の大雨等の増加による災害激甚化に対し、緑地が持つ洪水調整機能や災害緩衝地帯としての機能を活用するため、緑地保全や緑化に努め、災害に強い都市基盤づくりを推進します。

基本施策3－① 緑による防災・減災対策の推進

基本方針4 緑の保全、緑化の推進

偕楽園・千波湖一帯、河川や緑地、市街地を取り囲む斜面緑地等の中心市街地の緑をはじめ、郊外の丘陵地帯や田園地帯の「緑」も含め、本市特有の緑資源を適切に保全し、緑化の推進に取り組むとともに、活用を図ることで、自然を生かした環境負荷の少ない都市空間づくりを進めます。

基本施策4－① 適正な規制・誘導による緑の保全

基本施策4－② 多面的な緑の保全、緑化の推進

3 目標指標

計画期間である2024（令和6）年度から2028（令和10）までの5年間における、基本方針の達成度を計る指標として、質的な指標である「市民満足度」と量的な指標である「都市公園面積」の二つを目標指標として設定します。

(1) 緑に対する市民満足度

市民1万人アンケートの下記項目の回答結果を目標水準とします。なお、本計画の目標は、みと魁・Nextプランの主要施策「3-4-4 憩いとゆとりのある魅力的な公園・緑地の整備」における前期目標と整合しています。みと魁・Nextプランにおいては、2033（令和15）年度末時点の期間目標を設定しており、前期目標は、期間目標を目指すための中間的な目標として位置付けています。

公園等の整備に満足している市民の割合

市民1万人アンケートにおける項目名：自然や緑に囲まれたまちづくり（公園等の整備）

現況		本計画の目標		将来目標
2022（令和4）年度末	→	2028（令和10）年度末	→	2033（令和15）年度末
47.4%		50%		60%

住むところと自然が調和していると感じる市民の割合

市民1万人アンケートにおける項目名：住むところと自然が調和している

現況		本計画の目標		将来目標
2022（令和4）年度末	→	2028（令和10）年度末	→	2033（令和15）年度末
72.2%		75%		80%

(2) 緑の確保目標

水戸市都市公園条例において、市民一人当たりの都市公園面積の目標を20平方メートル（2013（平成25）年4月1日施行の改正条例において追記）としており、目標達成に向け、計画の期間における目標水準を下記のとおりとします。

都市公園の市民一人当たり面積

現況		本計画の目標		将来目標
2023（令和5）年度当初	→	2028（令和10）年度末	→	
12 m ²		12.5 m ²		20 m ²
※常住人口 268,389 人 ※都市公園総面積 321.58ha		※総合計画目標人口 266,700 人 ※都市公園目標総面積 333.40ha		

第4 施策の展開

施策の体系

目指す姿（緑の将来像）

みんなが楽しめる緑あふれるまち水戸



基本方針	基本施策	具体的施策
基本方針1 みんなが楽しめる緑づくり	①魅力発信交流 拠点の更なる 魅力向上	1 地域づくり拠点公園の整備
		2 民間活力の活用
	②身近な緑の 整備・保全	1 誰もが楽しめる緑、 みんなの遊び場の整備
		2 緑の長寿命化
基本方針2 市民との協働に よる緑づくり	①市民の 緑づくりへの 支援	1 市民協働による緑と花の空間づくり 2 民有地緑化の支援
基本方針3 安心できる 緑づくり	①緑による 防災・減災対策 の推進	1 災害に対応した公園・緑地の整備
		2 かん養林となる森林の保全
基本方針4 緑の保全、緑化の推進	①適正な規制・誘導による 緑の保全	1 緑地等の保全
		2 開発行為における緑化の誘導
		3 協定等による民有地緑化
	②多面的な緑の保全、 緑化の推進	1 動植物の生息・生育環境の保全
		2 水辺環境の保全
		3 歴史的・文化的環境の保存と活用



目標指標
公園等の 整備に 満足している 50%
住むところと 自然が調和 していると 感じる 75%
市民 一人当たりの 都市公園面積 12.5 m²

基本方針1 みんなが楽しめる緑づくり

基本施策1－① 魅力発信交流拠点の更なる魅力向上

本市には2023（令和5）年4月時点で、144か所の都市公園があり、市民一人当たりの都市公園面積が約12平方メートルと全国平均の10.8平方メートルを上回っています。また、市民1万人アンケートでは、本市の印象として、公園が多く利用しやすい、住むところと自然が調和しているといった回答が多く、自然豊かな公園や緑地は本市の特徴の一つとなっています。

その特徴を生かし、みと魁・Nextプランにおいては、偕楽園公園や千波公園をはじめとして、多くの公園・緑地等を魅力発信交流拠点に位置付けており、市内はもとより、県内外から多くの人を呼び込み、にぎわいと交流を創出する拠点として、更なる魅力づくりを進めていくため、整備と活用に取り組みます。

1 地域づくり拠点公園の整備

魅力発信交流拠点のうち、本市のシンボル空間である偕楽園・千波湖周辺地区をはじめ、大塚池公園、植物公園周辺地区、七ツ洞公園、保和苑周辺地区、東部公園については、地域拠点として重点的な整備が求められている公園のため、「地域づくり拠点公園」に位置付け、本計画の期間内において、整備を推進します。その他の魅力発信交流拠点の公園・緑地等については、みと魁・Nextプラン及び関連計画、管理者の方針に基づき整備・保全を進めます。

表4－1 魅力発信交流拠点のうち重点的整備をする公園・緑地等

拠点分類	拠点名	拠点分類	拠点名
自然	大塚池公園	スポーツ・健康	青柳公園
	偕楽園・千波湖周辺地区		東町運動公園
	少年自然の家		内原ヘルスパーク
	植物公園周辺地区		県営堀原運動公園
	森林公園		下入野健康増進センター
	七ツ洞公園		市立競技場
歴史・文化	大串貝塚ふれあい公園		市立サッカー・ラグビー場
	くれふしの里古墳公園		総合運動公園
	県近代美術館		田野市民運動場
	県立歴史館		東部公園
	弘道館・水戸城跡周辺地区	コンベンション	アダストリアみとアリーナ
	市立博物館		ケーズデンキスタジアム水戸
	備前堀周辺地区		ザ・ヒロサワ・シティ会館
	保和苑周辺地区		ノーブルホームスタジアム水戸
こども・子育て支援	あかしあ		Mitori0（水戸市民会館、水戸芸術館等）
	はみんぐぱーく・みと	リリーアリーナ MITO	
	わんぱーく・みと		
拠点名は分類ごとに五十音順			

太字ゴシック・・・都市公園法に基づく都市公園

太字ゴシック・・・計画期間内に重点的整備を進める公園・緑地

(1) 千波公園（偕楽園・千波湖周辺地区）

■ 現況（開設面積：78.41ヘクタール）

日本三名園の一つである偕楽園と、千波湖を核とする自然豊かな千波公園は、まちなかに近接する本市のシンボル空間で、市民の憩いの場であるとともに、多くの観光客が来訪する重要な交流拠点です。千波湖には白鳥をはじめ多くの野鳥や魚類が生息しているほか、1周約3キロメートルの千波湖の湖畔は、桜並木の遊歩道が整備されており、ウォーキングやジョギングの場として人気となっております。

歴史的風致との調和を図り、千波公園の水と緑を生かした広場や園路を整備するとともに、県と連携し、パークPFIによる施設整備を推進するなど、民間活力を活用した偕楽園・千波湖周辺地区の機能向上とにぎわいづくりを進めています。

また、富栄養化等を原因とするアオコの発生が依然として課題となっていることから、アオコの抑制や水質浄化に向けた事業を進め、千波湖や桜川の水質浄化に積極的に取り組んでいます。

■ 主な施策

○園路、広場等の整備

水戸ならではの楽しめる交流拠点づくりを進める取組の一環として、千波公園の園路、広場等の整備を図ります。

○水戸ならではの景観の形成

本市のシンボル空間である偕楽園・千波湖周辺において、自然的景観の維持を図るとともに、偕楽園から見た千波湖方面、千波湖から見たまちなか方面への良好な眺望景観を保全し、地区の魅力を高めることで、多くの人が訪れる地区にします。

○新たなアクティビティの提供

偕楽園・千波湖周辺の更なる魅力づくりを図るため、パークPFI事業等の民間活力の活用により、新たなアクティビティを提供します。

○民間活力を活用した魅力的な空間演出

黄門像広場周辺地区で実施しているパークPFI事業により、自然の特色を生かしつつ、民間活力を活用した魅力的な空間演出を推進します。

○千波湖の浄化

桜川清流ルネッサンスⅡ（第二期水環境改善緊急行動計画）に基づき、那珂川の清浄水を千波湖へ最大毎秒3トン導水するなど、水質浄化の施策を推進し、より一層市民に愛される空間づくりに取り組みます。

(2) 大塚池公園

■ 現況（開設面積：16.00 ヘクタール）

大塚池公園は、市の西部に位置し、茨城百景のほか、新水戸八景にも指定されるなど、水戸を代表する景勝地の一つとして広く認知されている公園です。大塚池を周回する1周約2.6キロメートルの園路はウォーキングや散策等で利用されているほか、冬に数多く飛来する白鳥は、人々を楽しませる存在です。周辺地域の都市化が進む中、緑豊かな潤いあふれる空間として、市民をはじめ、多くの方々に利用され、親しまれています。

一方で、大塚池は、河川等の水源がないことに加え、周辺地域の宅地化に伴う水源涵養地である樹林地の減少等の影響により水の供給が十分ではなく、池水の入れ替えが進みづらいことから、夏場にアオコが発生するなど、水質の悪化が課題となっています。

■ 主な施策

○大塚池公園のリノベーション

大塚池公園は、にぎわいの創出を図るとともに、子育て世代をはじめ、多くの方に親しまれる公園とするため、公園施設や園路の整備・更新等のリノベーションを推進します。

○大塚池の水質改善

公園南西側の水門について改築工事を実施し、アオコの滞留を改善するとともに、池の水量確保の方策を検討するなど、大塚池の水質改善を図ります。

○良好な環境の保全

冬に多くの白鳥が飛来することから、釣りマナーの向上など、様々な生物と共存できる良好な環境の維持管理を行います。

(3) 植物公園（植物公園周辺地区）

■ 現況（開設面積：16.05 ヘクタール）

水戸市植物公園（以下「植物公園」という。）は、1987（昭和 62）年に開園し、建築家の瀧光夫氏がイタリア式庭園の手法を取り入れて設計した洋風庭園です。周辺の自然に合わせた植栽や半円形に造られた滝をはじめ、園内随所にある池や水の流れは自然美、日本造園学会賞を受賞した観賞大温室や熱帯果樹温室は人工美を演出しています。

2016（平成 28）年には、民間事業者と民官協働事業の協定を締結し、薬草を活用した新たなにぎわいの創出等を図ったほか、2019（令和元）年度から観賞大温室や熱帯果樹温室の大規模改修、園路の改修、植物の植え替え等に取り組み、2021（令和 3）年 4 月にリニューアルオープンしました。リニューアルオープンを契機に、工夫を凝らした魅力づくりや、植物展示に変化をつけた見せ方、体験型イベントの充実を図るなど、何度訪れても飽きない仕掛けづくりに取り組んでおり、リニューアルオープン以降の入園者は年間 5 万人程度で推移しています。

■ 主な施策

○植物公園の第2期リニューアル

植物公園は、隣接する旧清掃事務所の跡地を活用した第 2 期リニューアルを予定しており、民間活力を活用しながら、魅力ある施設や眺望を生かしつつ、幅広い客層が気軽に訪れることのできる公園とするため、駐車場や散策路、管理施設の整備を進め、新たな仕掛けづくりや来園者動線の再構築に取り組めます。

○ガーデンツーリズムの推進

植物公園は、茨城県が中心となって進めている「いばらきガーデン&オーチャードツーリズム」の構成庭園の一つに位置付けられていることから、他の構成庭園との連携に取り組み、県内の花の名所を巡る広域観光を推進します。また、貴重な樹木のある百樹園や多様なイングリッシュローズと草花が植栽された七ツ洞公園・秘密の花苑等の特徴的な植物がある公園・緑地等について、植物公園を軸としたガーデンツーリズムとしての連携や活用に向け、整備の方針を検討します。

あわせて、近隣施設や体験農園との連携を進め、植物公園を中心とした回遊型観光に取り組めます。

※いばらきガーデン&オーチャードツーリズム

複数の庭園が連携することで、より個性を際立たせ、魅力的な体験や交流を創出する取組をガーデンツーリズムと呼び、国土交通省が創設したガーデンツーリズム登録制度に、茨城県が主体となって 2019（令和元）年に登録した事業。本事業は、庭園（ガーデン）と果樹園（オーチャード）を回遊することを狙って、下記に示す九つの構成庭園が登録されている。

構成庭園：水戸市植物公園、七ツ洞公園、国営ひたち海浜公園、偕楽園公園、弘道館公園、茨城県植物園、いばらきフラワーパーク、笠間つつじ公園、涸沼自然公園

○植物公園の更なる魅力づくり

入園者数の増加に向けては、多くの世代に愛され、親しまれ、誰もが楽しめる施設として、更なる魅力づくりが必要です。

季節に合わせたイベントや各種展示会の開催など、様々な仕掛けづくりに取り組みます。また、学校では体験できない理科教育の場として、こどもたちの体験教室や体験学習の充実を進め、こどもが活動しやすい環境づくりに貢献するとともに、こどもから大人まですべての世代が、植物の多様性や水戸の植物文化等を楽しく学ぶことができる場を目指します。

あわせて、学校の遠足や旅行会社によるツアーをはじめ、研究者による学術研究会等の誘致も推進し、団体入園者の獲得に積極的に取り組むとともに、入園料の在り方についても検討します。

(4) セツ洞公園

■ 現況（開設面積：8.00 ヘクタール）

セツ洞公園は、市の北西部に位置し、美しい田園風景の中、豊かな水と緑に恵まれた、本格的な英国風景式庭園です。大小五つの池をはじめ、清流のせせらぎやイングリッシュローズを中心に季節の花が咲き誇る秘密の花苑など、自然風景を楽しみながら、様々な目的で、多くの方々に利用いただける公園となっています。各種イベント等の開催や映像作品のロケ地、ウェディングフォトの撮影地として広く使用されるなど、特徴的な景観を生かした活用がされています。

■ 主な施策

○セツ洞公園のリノベーション

英国風景式庭園であるセツ洞公園は、その特徴を生かし、交流拠点としての魅力を高め、にぎわいの創出を図り、より多くの方に親しまれる公園とするため、公園施設や園路の整備・更新等を実施します。

○ガーデンツーリズムの推進

セツ洞公園は、茨城県が中心となって進めている「いばらきガーデン&オーチャードツーリズム」の構成庭園の一つに位置付けられています。他の構成庭園との連携に取り組み、県内の花の名所を巡る広域周遊観光を推進するとともに、周辺道路の案内表示の最適化を進め、本市の魅力ある交流拠点としての活用を図ります。

○水戸イングリッシュガーデンクラブ(MEG)の活動支援

水戸イングリッシュガーデンクラブは、主にセツ洞公園・秘密の花苑を学習とボランティア活動の拠点とし、花と緑の美しいガーデンづくりを通して、セツ洞公園の充実と地域環境を整備する運動に寄与することを目的としています。セツ洞公園・秘密の花苑にある多様なイングリッシュローズと草花に対し、個々の植物に応じたきめ細かな管理を行い植栽の充実と庭園の美化に努めており、本市では、引き続き活動を支援します。

(5) 保和苑（保和苑周辺地区）

■ 現況（開設面積：1.48 ヘクタール）

保和苑は、大悲山保和院（だいひざんほわいん）桂岸寺に隣接する庭園です。元禄時代に徳川光圀公が寺の庭を愛し、「保和園」と名付けたのが始まりと言われています。純日本庭園の趣とあわせ、約 100 種 6,000 株のアジサイを植栽しており、初夏には、市内外から多くの観光客が訪れる、「あじさいまつり」を盛大に開催しております。

■ 主な施策

○保和苑のリノベーション

保和苑は、水戸を代表するアジサイの名所となっております。魅力ある交流拠点の一つとして、更なるにぎわいの創出を図るため、公園施設や園路の整備・更新等を実施するとともに、修景施設の整備を進めます。

○ロマンチックゾーンの更なる魅力づくり

保和苑周辺地区（ロマンチックゾーン）は、本市で唯一の万葉の遺跡である萬葉曝井の森（まんようさらしいのもり）や国指定重要文化財である水戸八幡宮など、訪れる人々が安らげる貴重な緑や湧水とともに、数多くの歴史的資源を有しています。また、同地区内には学校が多いという地域の特性等を踏まえ、近隣学校や地元商店会等と連携しながら、あじさいまつりの充実をはじめ、若い世代を呼び込む取組や地区内を回遊したくなる取組を実施します。

(6) 東部公園

■ 現況（開設面積：1.36 ヘクタール）

東部公園は、渋井、浜田地区で整備を進めている公園であり、健康の増進と自然環境の共生をコンセプトに、区域の西側をスポーツ・レクリエーションゾーン、東側を自然公園ゾーンに分け、全体面積約 18.9 ヘクタールの規模を有する総合公園です。現在は、市民ニーズの高いスポーツ・レクリエーションゾーンの整備を進めており、先行して、サッカー場 1 面と多目的広場を供用しています。

■ 主な施策

○サッカー場2面の供用開始

東部公園は、多くの市民からサッカー場 2 面の供用開始を要望されていることから、早急にサッカーグラウンドや関連施設の整備を進めます。スポーツ・レクリエーションゾーンのその他施設や自然公園ゾーンについては、利用状況や市民ニーズを踏まえながら整備を検討します。

2 民間活力の活用

魅力発信交流拠点の公園・緑地等をにぎわいと交流を創出する拠点として活用するために、民間の柔軟な発想による創意工夫を導入することは、来園者に更なる付加価値を与える上で有効な手法の一つです。また、公共施設等の管理運営のために充てられる人員や財源が限られていく中で、多様化する市民ニーズに的確に対応しながら、効率的かつ継続的、安定的な維持管理を実現するために、民間活力の活用を積極的に検討します。

(1) 千波公園パーク PFI の推進

■ 現況

2017（平成 29）年の都市公園法の改正において制定されたパーク P F I 制度（公募設置管理制度）を活用することにより、民間資金を活用した公園整備が可能となりました。2023（令和 5）年には、茨城県が同制度を活用し、偕楽園月池地区に飲食店舗を開業しています。

■ 主な施策

○パーク PFI を導入した交流拠点づくり

本市ではシンボル空間である千波公園の黄門像広場周辺地区においてパーク P F I の手法を導入し、より一層の千波公園の魅力の向上を目指して、水戸ならではの楽しめる交流拠点づくりを推進します。

(2) 大規模な公園における民官連携によるにぎわいづくり

■ 現況

魅力発信交流拠点に位置付けている大規模な公園は、多くの市民が日常的に利用する場であるとともに、歴史、自然の特色を有した観光拠点でもあり、更なる魅力の向上・創出を図った公園づくりが求められています。

■ 主な施策

○民間活力の活用

大規模な公園の整備、管理において、サービス向上や経費削減等の観点から、パーク P F I の手法をはじめとした民間活力の活用を検討し、民官連携によるにぎわいづくりを推進します。

(3) 公園等の屋外灯の管理に係る民間活力活用

■ 現況

本市の公園や道路等には、2023（令和5）年度末時点で4,797基の屋外灯があり、そのうちLED化した屋外灯は513基となっています。

■ 主な施策

OESCO事業の導入

公園や道路等の屋外灯について、灯具のLED化と、その後の維持管理業務を一括して民間事業者に委託（ESCO事業）することにより、業務の効率化とコストの削減を図り、あわせて省エネルギー化を推進します。

※ESCO事業

事業者が、顧客に対し、事業の実施に必要な設計、施工、維持管理等の包括的なサービスを提供し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業形態。国はESCO事業について、2007（平成19）年の国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律において、施行当初から同法の基本方針に位置付けており、国土交通省が導入マニュアル等を作成し、その普及を進めている。これを受け、全国の自治体において、道路や公園等の屋外照明灯のLED化に係るESCO事業が導入されている。

基本施策1－② 身近な緑の整備・保全

身近な公園・緑地等は、こどもたちの遊びや学びの場になり、道路空間の街路樹や植樹帯は、日常に憩いやゆとりを提供します。市民がより身近に緑を感じられるよう、改修や再整備等を推進し、快適な緑づくりに取り組みます。

1 誰もが楽しめる緑、みんなの遊び場の整備

年齢や性別、障害の有無に関係なく、すべての人々が安心して利用できる公園・緑地等の環境整備を目指します。特に「こどもの遊び場」については、みと魁・Next プランにおいて「公園等のこどもの遊び場の充実」を重点プロジェクトとして位置付けており、身近な公園・緑地等について「こどもの遊び場」としての充実を図ります。

(1) 「こどもの遊び場」としての整備

■ 現況

公園・緑地等に対する市民の評価として、市民1万人アンケートにおいては、「住まいまわりの生活環境」に関する質問の「こどもの遊び場」について、悪いと感じている評価が良いと感じる評価を上回っているほか、「子育てのための市への要望」で「公園、遊び場などの整備」が上位4番目となっているなど、子育てのために、より公園や遊び場等の整備・充実が求められている状況です。

こども・子育て施策に関する市民ニーズ調査においては、未就学児・小学生の保護者に対して、「自身のこどもを放課後に過ごさせたい場所」を質問したところ、公園や図書館、スポーツ施設を含む「その他」は回答が少なく、「放課後学級や習い事」など、管理者がいる場所を望む回答が多い傾向にありました。

また、1人1台端末を活用したアンケート（調査期間：令和6年10月15日～10月21日、回答数：小学生（4年生以上）・3,568件、中学生・2,573件）では、「公園でボール遊びがしたい」等の意見が寄せられています。

■ 主な施策

○「こどもの遊び場」の在り方の検討と整備

こどもたちがのびのびと楽しく遊び、成長することができる環境づくりのため、利用者であるこどもや子育て世代、公園愛護会等の地元関係者からの要望や提案、学識経験者等の意見を踏まえ、公園・緑地等における「こどもの遊び場」の在り方を検討し、公園におけるボール遊びをはじめとするモデル的な取組を行いながら、都市公園や児童遊園の整備や施設の更新を実施します。

(2) 児童遊園の再整備

■ 現況

本市においては、帰属を受ける児童遊園が増加を続けており、植物管理をはじめ、遊具等の施設の点検、修繕など、維持管理に係る経費や業務量の増加が課題となっています。全庁的にも、公共施設等の保有総量の増加に伴う財政負担の増大が課題となっており、規模・配置の適正化による財政負担の軽減・平準化が求められています。

※都市計画法第33条の規定

開発区域が0.3ヘクタール以上の宅地分譲等の開発行為において、開発面積の3パーセント以上の広場等を設けることが開発許可要件の一つとなっている。ここでいう開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を指す。

■ 主な施策

○利用実態等を踏まえた児童遊園の再整備

児童遊園は、身近な公園として子どもたちの絶好の遊び場となっており、地域の方々の市民活動の場としての機能も有しています。一方で、設置から一定の期間が経過した児童遊園においては、遊具の老朽化や、居住世帯のこどもの成長に伴う利用者数の減少が見られる状況が増えております。こうした児童遊園の施設更新に当たっては、こどもの遊び場の在り方を踏まえつつ、地域のニーズに合致した再整備のほか、維持管理に伴う財政負担の軽減・平準化の観点から、規模・配置の適正化の視点も含めて方針を決定します。

○開発に伴う公園配置基準の緩和の検討

帰属を受ける児童遊園の規模・配置の適正化を図るため、開発行為において広場等の設置が必要となる開発区域面積の最低限度の緩和を検討します。検討に当たっては、児童遊園がこどもの遊び場だけでなく、幅広い世代の市民活動の場としての機能も有していることを十分に考慮し、周辺地域の公園・緑地等の配置状況を踏まえ、緩和に伴う影響の有無を検証します。

(3) 身近な緑の整備

■ 現況

日常生活圏にある公園・緑地等や、道路空間にある街路樹・植栽帯は、市街地内の身近な緑の代表的な存在であり、都市の景観を形成し、木陰や地表面被覆の効果に伴う暑熱抑制により、良好な歩行空間や憩いの場を形成します。市内には、千波湖や大塚池、備前堀緑道、逆川緑地をはじめ、様々な公園・緑地等があり、日常の快適な散歩、健康のための歩行空間や憩いの場として幅広く利用されています。

一方で、街路樹や植栽帯、公園・緑地等における樹木は、強風や枯損の影響による落枝・倒木、害虫発生等により被害が発生することがあり、対応が課題となっています。

■ 主な施策

○街区公園の新設

土地区画整理事業を実施している東前地区において、「こどもの遊び場」の在り方等を踏まえた街区公園を計画期間内に整備します。

○既存の公園・緑地等の整備

「こどもの遊び場」の在り方をはじめ、幅広い世代のニーズを踏まえ、必要な整備やソフト事業を検討します。あわせて、安全に公園を利用していただけるよう、災害等の可能性がある公園については、対策工事を実施します。さらに、公園・緑地等やスポーツ施設について、施設更新等の機会に合わせて、トイレの洋式化や主要動線等のバリアフリー化を進めます。公園・緑地等においては、ユニバーサルデザインレビュー等を実施しながら、障害の有無や年齢、性別を問わず誰もが楽しめるインクルーシブ遊具の導入について検討します。

○身近な緑の保全・整備

快適で安全な道路空間を確保するため、適正な維持管理や保全に努めます。また、街路樹の整備については、地域の特性や実情を踏まえ、良好な景観の形成、維持管理に係る費用や安全性など、様々な要素を考慮しながら、その在り方を検討します。

歩行空間として利用されている公園・緑地等については、市民の身近な緑として、今後も利便性の向上を図るとともに、維持管理や保全に努めます。また、河川敷や斜面緑地、農地など、人の歩行空間以外の緑についても、歩行空間との連携による緑のネットワークを意識しながら、連続性を持った維持管理や保全に努めます。

2 緑の長寿命化

多くの施設が整備から30年以上経過しており、設備の老朽化が進み、安全・安心の確保が求められています。そのため、長寿命化計画に基づき、順次改修を進めていくとともに、多様な市民ニーズに合わせた施設更新を進めます。

(1) 公園・緑地等の長寿命化改修

■ 現況

本市の公園・緑地等は、開設から30年以上経過したものが約50パーセントを占めており、老朽化による安全性や機能の低下、それに伴う維持管理費の増大が課題となっています。

都市公園については、2019（令和元）年度に策定した水戸市公園施設長寿命化計画（第2次）に基づく、公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策により、維持管理費の縮減や平準化を図りながら、公園施設の安全確保と機能保全を実施しています。

■ 主な施策

○長寿命化計画に基づく再整備及び再編・集約化

長寿命化計画に基づき、公園の再整備、改修を進めるとともに、公園・緑地等の効率的な維持管理の推進や維持管理費縮減の観点から、既設公園内の施設量や適正配置を図るため、隣接する公園間における施設の重複や利用頻度を検証し、公園機能の再編・集約化を検討します。

(2) スポーツ施設の長寿命化改修

■ 現況

本市にあるスポーツ施設は、1980年代に整備されたものが多く、築40年程度が経過しているため、施設や機械設備等の故障が年々増加傾向にあります。また、老朽化の影響により、市民に対して安全に利用できる施設の提供や継続した施設の開放が困難となる可能性があり、改修が必要な状況です。

■ 主な施策

○長寿命化計画に基づく施設の整備・更新

長寿命化計画の年次計画で定められた緊急度が高い施設の長寿命化改修を行い、改修後40年程度、継続的に利用できるようにするとともに、施設更新の機会に、誰もが利用しやすい施設となるようバリアフリー化や空調設備等の整備・更新に取り組みます。

基本方針2 市民との協働による緑づくり

基本施策2－① 市民の緑づくりへの支援

本計画の目指す姿である「みんなが楽しめる緑あふれるまち水戸」の実現のために、市民の皆様に緑のまちづくりを担う中心的な役割を果たしていただく必要があります。より多くの市民が気軽に緑のまちづくりに協力していただける仕組みづくりを進め、市民との協働による施策をさらに強化するとともに、民有地についても、適切な支援や啓発により緑化を推進します。

1 市民協働による緑と花の空間づくり

市民1万人アンケートにおいては、市民と行政との協働の参加意向において「身近な道路や公園の清掃活動」「美化・緑化を進める活動」が上位を占めており、この分野における参加意向が非常に高いことが伺えることから、市民が主役となってまちづくりに参加できる環境の受け皿として、緑づくりに関する市民活動の促進や支援を行います。

(1) 市民協働事業の支援

■ 現況

本市では、様々な形で市民協働による緑と花の空間づくりが進められています。下記の主な施策は数多くの御協力をいただいている市民協働事業の一例であり、これらの活動を継続して支援するとともに、より多くの人々が参加できるよう、新たな活動の掘り起こしや支援を推進する必要があります。

■ 主な施策

○公園愛護会の充実

公園愛護会は、公園周辺の地域の皆様と行政が協力して、公園をきれいに保ち、安心安全で快適に利用できるよう管理することを目的としたボランティア団体で、2023（令和5）年度4月時点で、216公園において177団体が活動しております。清掃や草刈り、花壇管理、見回り等の日常的な管理について、地域の公園の実情に合わせて、可能な範囲で協力をしていただいております。これらの活動に対して、面積に応じた報奨金の支給や清掃道具等の提供を行っており、引き続き、活動を支援するとともに、愛護会の充実を図ります。

○道路里親制度（道路ボランティア団体支援制度）の推進

道路里親制度（道路ボランティア団体支援制度）とは、市が管理する道路において、清掃や除草・花壇の手入れ等の活動を行うボランティア団体を「道路里親」として認定し、清掃用具の貸出や消耗品の支給、傷害保険加入費用を市が負担するなどの支援をする制度です。2023（令和5）年度4月時点で17団体が活動しており、引き続き必要な支援を行い、市民による道路空間の緑づくりを推進します。

○はなふるたうん事業の推進

はなふるたうん事業は、中心市街地の美観向上や活性化を図るため、道路の歩道上に花壇等を設置し、地元商店街団体が主体となって緑と花の空間づくりをする事業であり、本市では、2007（平成19）年から補助金交付等により活動の支援を行っております。2023（令和5）年度4月時点で5団体が活動しており、引き続き支援を行い、中心市街地の緑と花の空間づくりを推進します。

○緑の少年団の活動支援

緑の少年団は、次代を担うこどもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体です。本市では、公益社団法人国土緑化推進機構の各都道府県組織である公益社団法人茨城県森林・林業協会の事業である森林愛護運動推進事業費補助金を活用し、活動の支援を行っております。2023（令和5）年度4月時点で7団体の緑の少年団が活動しており、こどもたちによる緑と花の空間づくりを引き続き支援します。

○七ツ洞公園活性化事業実行委員会の活動支援

七ツ洞公園活性化事業実行委員会は、七ツ洞公園のイメージ向上と活性化を図り、公園が位置する国田地区をはじめ、水戸市全体の交流とにぎわいを創出することを目的として、地元自治会である国田地区自治実践会が中心となって、関係者や賛同者により設立された民間主体の組織です。

2017（平成29）年度から、七ツ洞公園でイベントを毎年開催（コロナ禍や荒天による中止の年あり）しており、本市では、引き続き活動を支援し、七ツ洞公園の活性化を推進します。

○渡里湧水群を活かす会（野木山緑地保全事業）の活動支援

渡里湧水群は、本市西部に位置する長者山風致地区内の渡里台地の北側崖下にあたる場所において、複数箇所が確認されている湧水の総称です。渡里湧水群を活かす会は、これらの湧水箇所の環境保全活動を目的として、地域住民の有志により設立された組織です。

2015（平成27）年度から本市のわくわくプロジェクト事業の一つとして活動をしており、周辺の都市緑地である野木山緑地の保全事業に対し、市が支援をしています。2021（令和3）年には第41回緑の都市賞の内閣総理大臣賞を受賞し、市内外でその活動が高く評価されています。

渡里台地には、台渡里官衙遺跡群（国指定史跡）があり、自然環境と歴史的遺産が一体化となった緑づくりが期待できることから、継続的な支援を実施し、市民緑化活動を推進します。

○水戸イングリッシュガーデンクラブ(MEG)の活動支援（再掲）

水戸イングリッシュガーデンクラブは、主に七ツ洞公園・秘密の花苑を学習とボランティア活動の拠点とし、花と緑の美しいガーデンづくりを通して、七ツ洞公園の充実と地域環境を整備する運動に寄与することを目的としています。七ツ洞公園・秘密の花苑にある多様なイングリッシュローズと草花に対し、個々の植物に応じたきめ細かな管理を行い植栽の充実と庭園の美化に努めており、本市では、引き続き活動を支援します。

2 民有地緑化の支援

(1) 保存樹等の指定・適正管理の促進

■ 現況

本市では、市民に親しまれるとともに、美観風致を維持するため保存することが必要な樹木や、良好な自然環境を形成し地域で保存することが必要な樹林地について、「水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき、保存樹等に指定し、奨励金の支給等の支援を行っており、2023（令和5）年4月時点で、保存樹164本、保存樹林地約57.6ヘクタール、保存生垣25か所を指定しています。

■ 主な施策

○保存樹等の指定・適正管理の促進

引き続き、適正な維持管理の支援を図るとともに、新規の指定に努めます。あわせて、適正な維持管理を促進するため、保存樹等の現況確認の在り方について検討します。

(2) 生垣の設置促進

■ 現況

住宅用地の外構の生垣化は、緑豊かな住みよいまちを演出するとともに、地震発生時の避難路確保の確実性の増大や火災発生時の延焼防止の効果など、防災の観点からも公益性の高い事業であると考えられます。このことから、本市では、個人による住宅用地への新たな生垣の設置や既存ブロック塀を生垣化する経費に対して、補助金交付による支援を行う生垣設置奨励補助金事業を実施しています。

■ 主な施策

○生垣設置奨励補助金事業の推進

引き続き、生垣設置奨励補助金事業を推進します。あわせて、より市民ニーズに即した制度となるよう、生垣以外の民有地緑化への適用拡大の可能性についても検討します。

(3) 緑の啓発

■ 現況

緑は日常に憩いやゆとりを提供する機能のほか、樹木による二酸化炭素の消費やヒートアイランド現象の緩和など、環境負荷の低減にも寄与する機能があることから、緑を市民がより身近に感じられるよう、効果的な魅力発信やイベントの開催等により、緑の啓発に取り組む必要があります。

■ 主な施策

○若い世代による魅力発信の強化、新たな魅力づくり

学官連携事業を活用した学生による公園のリーフレットの作成やデジタル化、SNS発信の仕組みづくりや、フォトスポット等の新たなにぎわいづくりを検討します。

○いばらき都市緑化フェスティバルの開催

茨城県と本市が主催となって、都市における緑の保全、創出並びに市民の緑化意識の向上を図るとともに、都市公園の利活用を推進することを目的として、偕楽園公園において毎年秋頃に開催しているイベントです。民間団体との協働による造園作業や寄せ植え体験等のほか、偕楽園クイズラリー等を通じて、公園や緑化を身近に感じてもらえるよう取り組んでおり、引き続き開催してまいります。

○水戸市環境フェアの開催

本市では、事業者、環境保全団体、消費者団体及び市の協働で、環境保全に対する意識の大切さを伝えることを目的に水戸市環境フェアを開催しています。2023（令和5）年度からは、新たにオープンした水戸市民会館を会場に、環境保全に係るステージ発表や事業者、環境保全団体等のブース出展等を実施し、市民の皆様に環境に係る様々な情報を発信しており、引き続き開催してまいります。

基本方針3 安心できる緑づくり

基本施策3－① 緑による防災・減災対策の推進

公園・緑地には、災害時における避難場所や防災設備用地として減災に資する機能があり、有効活用を図るため、適切な整備や維持管理に取り組みます。

1 災害に対応した公園・緑地の整備

(1) 避難場所としての緑

■ 現況

避難場所とは、大規模火災や津波等の災害の危険から一時的に身を守る場所です。そのうち、広域避難場所とは、人口が集中している地域において、大規模火災等による熱や煙から一時的に逃れるために避難する場所で、複数の公園・緑地等を指定しています。

※水戸市の広域避難場所

本市では、下記の施設を指定しています。

茨城大学、堀原運動公園、東町運動公園、茨城県立歴史館、偕楽園公園、千波公園、駅南平和公園、那珂川若宮河川敷、青柳公園、柳河市民運動場、水戸市立第三中学校、ちとせ市民運動場、常磐大学、城東市民運動場

■ 主な施策

○広域避難場所となる公園・緑地等の整備・保全

広域避難場所となる公園・緑地等については、災害時に避難場所として機能するよう整備・保全に努めます。

○一時的な避難場所となる公園・緑地等の整備・保全

広域避難場所以外の身近な公園・緑地も、災害時には避難所に至るまでの一時的な避難の場、被災者の情報交換や救援の場として利用されることが想定されます。災害時に一時的な避難場所として機能するよう整備・保全に努めます。

(2) 延焼遮断帯としての緑

■ 現況

公園・緑地等は、火災発生時において幅射熱を遮断する機能を有しています。また、住宅用地の生垣をはじめとする緑も延焼遮断帯としての効果を期待されています。

■ 主な施策

○公園・緑地等の保全

公園・緑地等が延焼遮断帯として機能し、建築物の延焼を防ぎ、市民が安全に避難できるような役割を果たすため、適切な保全を図ります。

○生垣設置奨励補助金事業の推進(再掲)

引き続き、生垣設置奨励補助金事業を推進します。あわせて、より市民ニーズに即した制度となるよう、生垣以外の民有地緑化への適用拡大の可能性についても検討します。

(3) 防災設備用地としての緑

■ 現況

2023（令和5）年3月時点の公園・緑地等の活用状況として、市内の耐震型循環式飲料水貯水槽・全10基のうち4基が、偕楽園公園、東町運動公園、三の丸緑地、十軒町児童公園にそれぞれ設置されています。また、耐震性貯水槽については、市内全31基のうち5基が、駅南平和公園、堀原運動公園、総合運動公園、内原ヘルスパーク、東町運動公園にそれぞれ設置されています。

■ 主な施策

○公園・緑地等の防災用地としての活用

小規模な公園を含め、防火水槽や耐震性貯水槽、雨水の地下貯留施設の設置用地として公園・緑地等の活用を図ります。また、災害時には、応急仮設住宅の建設用地や災害廃棄物の一時保管場所として活用することも想定し、日頃より適正な維持管理に取り組みます。

2 かん養林となる森林の保全

森林には、土壌保全機能や雨水の貯留や浸透の機能があり、近年急増している集中豪雨等による土砂災害及び洪水の抑制や、地表面被覆が都市の気温上昇の抑制に効果があるとされています。森林の持つ公益的・多面的機能の重要性はますます高まっている一方で、市内の林地面積は開発等により減少していることから、健全な森林資源の維持や造成を推進します。

(1) 保安林

■ 現況

保安林は、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公益目的を達成するため、「森林法」に基づき、指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制され、民間林における一定の行為については県知事の許可又は届出が必要となります。

本市では、水源かん養、災害防備（土砂流出防備・土砂崩壊防備・干害防備）、風致保安等の公益目的のために、北西部の丘陵地を主として、市・中心部から南東部の台地に点在する形で、2023（令和5）年4月時点で約239ヘクタールが保安林に指定されています。

■ 主な施策

○保安林制度の運用

引き続き、茨城県と連携して、保安林制度を適正に運用します。

(2) 林地開発許可制度（地域森林計画の活用）

■ 現況

森林法に基づき、地域森林計画の対象森林において立木を伐採する際は市への届出が必要であり、伐採面積が0.5ヘクタール（太陽光発電施設の設置目的以外は1ヘクタール）を超える場合は、県知事への許可申請が必要です。その許可要件として、敷地内への森林の残置や造成を義務付けており、開発行為の目的に応じた森林率を設定しています。

■ 主な施策

○林地開発許可制度の運用

引き続き、茨城県と連携して、林地開発許可制度を適正に運用します。

(3) 私有林の保全

■ 現況

森林の有する公益的機能向上のため、私有林整備事業や民有林造林事業補助により、民間の植栽、下刈り、間伐等の森林整備を支援しています。

■ 主な施策

○私有林の保全の支援

引き続き、私有林整備事業や民有林造林事業補助により、私有林の保全を支援します。

(4) ナラ枯れ、松くい虫被害の対策

■ 現況

ナラ枯れ被害が全国的に確認されており、森林に深刻な被害を与える恐れがあります。県内では、2020（令和2）年度に初めてつくば市や本市の森林公園において、ナラ枯れの被害が確認され、2021（令和3）年度より対策を実施しています。また、本市の森林公園では、県内で希少なアカマツ群生地において松くい虫の被害が発生しております。

■ 主な施策

○ナラ枯れ、松くい虫被害の対策

ナラ枯れ被害については、引き続き、森林保全の推進及び公園・緑地における倒木被害防止の観点から、被害調査と伐倒駆除を進めます。また、松くい虫被害についても、貴重な松林の保全及び園内における倒木被害防止の観点から、薬剤の地上散布・樹幹注入・伐倒駆除を実施します。

基本方針4 緑の保全、緑化の推進

基本施策4－① 適正な規制・誘導による緑の保全

本市は、東には那珂川と低地の農地、北西部の丘陵地には豊かな樹林地、中央・南部を中心とした台地端部の斜面樹林地、台地上には畑地等の農地と樹林地、低地には水田があります。これらのまちを取り囲むような緑と、那珂川、桜川等の水辺の軸を本市の特徴的な緑の骨格として、関連法令に基づき、保全し次世代に継承していきます。

1 緑地等の保全

(1) 特別緑地保全地区

■ 現況

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等一定の行為の制限等により現状凍結的に保全する制度です。本市には、1993（平成5）年に指定した、24ヘクタールの上市緑地保全地区があります。当地区は市街地に接しているため、都市環境における風致・景観上の重要な位置にあり、また、住環境上においても、市民生活と密着した貴重な樹林地としての役割を果たしています。

■ 主な施策

○特別緑地保全地区の保全

引き続き、身近な緑としての特別緑地保全地区の保全と適正な管理を促進します。あわせて、2024（令和6）年11月施行の都市緑地法の一部改正により創設された、国が都市緑化支援機構として指定する公益団体（国指定法人）が地方公共団体に代わって特別緑地保全地区の整備を行う制度の活用について検討します。

(2) 風致地区

■ 現況

風致地区は、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するため、都市計画法に基づいて定められる地域地区で、樹林地や水辺地、郷土意識の高い土地等の自然的な要素と一体となって良好な景観の形成が望まれる地区です。本市では、1933（昭和8）年に、三の丸風致地区と千波風致地区を最初の風致地区に指定して以降、2023（令和5）年4月時点で、7地区539.2ヘクタールを風致地区に指定しています。

風致地区内では建築物の高さや建ぺい率、壁面の後退距離のほか、緑化率が定められており、建築物の新築や増改築、宅地造成、木竹の伐採等の行為は市長の許可が必要となります。

■ 主な施策

○風致地区の保全

引き続き、風致地区における許可制度の適正な運用により、適切な維持・保全に努めます。

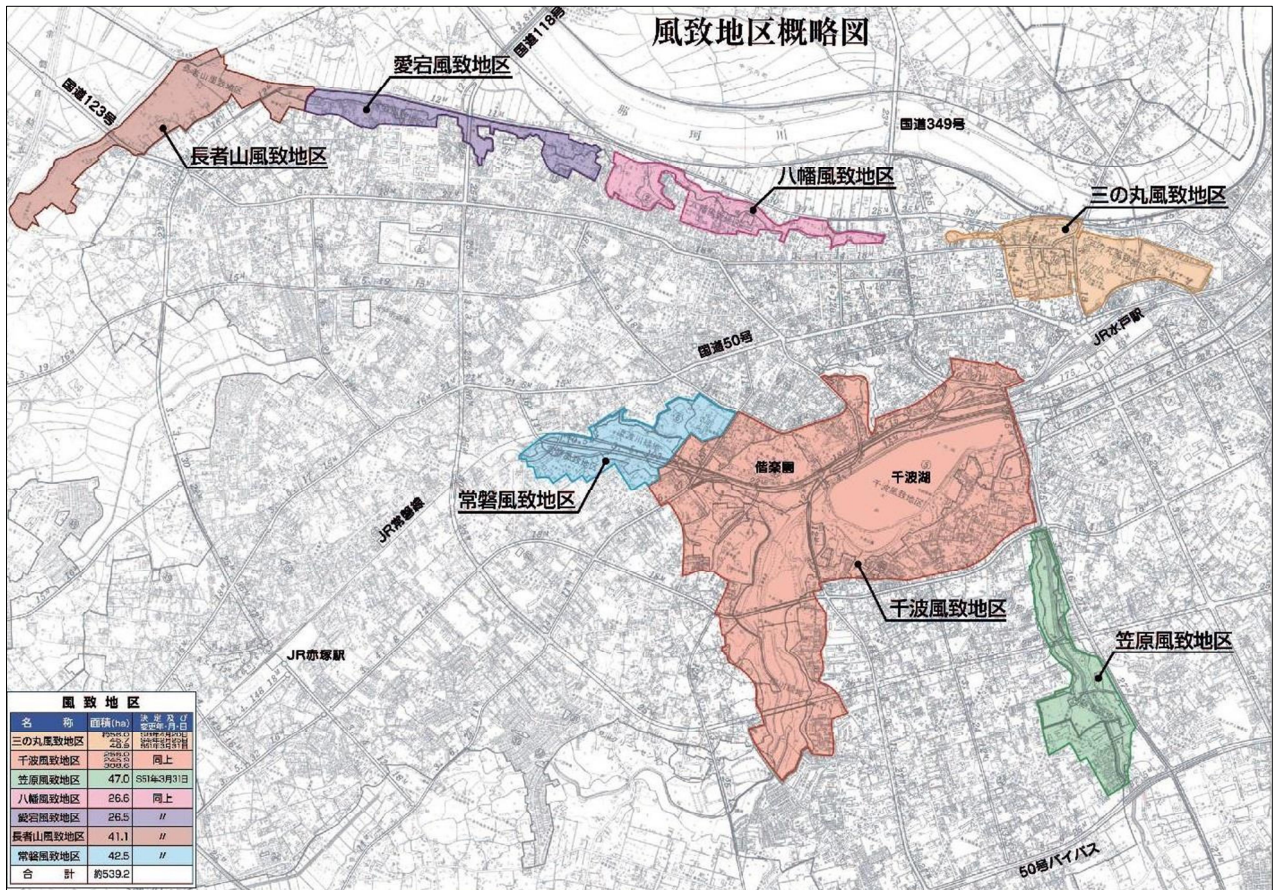


図4-1 風致地区概略図

(3) 農用地区域内の農用地（農振農用地）

■ 現況

農用地区域内の農用地とは、優良農地の保全と有効活用を図るため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域のうち、農用地区域に指定された農用地のことを指します。農用地区域内の農用地に指定された土地は、農業上の用途以外の目的に使用することはできません。本市では、2023(令和5)年4月現在約4,525ヘクタールを指定しています。

農地は、本市の緑を特徴付ける重要な役割を果たしており、生物の生息・生育環境になるなど、生物多様性の保全にも欠かせない存在となっています。

■ 主な施策

○農用地区域内の農用地の保全

引き続き、法に基づく農地の保全に取り組みます。

(4) 保安林（再掲）

■ 現況

保安林は、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公益目的を達成するため、「森林法」に基づき、指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制され、民間林における一定の行為については県知事の許可又は届出が必要となります。

本市では、水源かん養、災害防備（土砂流出防備・土砂崩壊防備・干害防備）、風致保安等の公益目的のために、北西部の丘陵地を主として、市・中心部から南東部の台地に点在する形で、2023（令和5）年4月時点で約239ヘクタールが保安林に指定されています。

■ 主な施策

○保安林制度の運用

引き続き、茨城県と連携して、保安林制度を適正に運用します。

(5) 河川保全区域

■ 現況

河川保全区域は、堤防や護岸等洪水等の災害を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域のことです。本市では、那珂川を河川保全区域として指定しています。

■ 主な施策

○河川保全区域の保全

引き続き、河川保全区域における堤防や護岸、水門等の河川管理施設の適正な保全を促進します。

(6) 自然公園区域（県立自然公園区域）

■ 現況

自然公園は、自然公園法又は茨城県自然公園条例により定められた公園で、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、体育及び教化に資することを目的として、区域を指定されたものです。県立自然公園区域内で建築行為等の所定の行為を行う場合は、茨城県への許可申請や届出が必要です。

本市では、偕楽園・千波湖周辺地区や弘道館・水戸城跡周辺地区を含む水戸県立自然公園と、本市の涸沼川沿岸地区を含む大洗県立自然公園の2公園が指定されています。

■ 主な施策

○自然公園区域の保全

引き続き、自然公園区域の適正な保全に努めます。

2 開発行為における緑化の誘導

風致地区における建築行為や一定規模以上の特定の開発行為等における緑化基準の運用を進めます。

(1) 開発に伴う公園配置の義務

■ 現況

本市では、都市計画法第33条の規定に基づき、開発区域が0.3ヘクタール以上の宅地分譲等の開発行為において、開発面積の3パーセント以上の広場等を設けることを開発許可要件の一つとしています。民間事業者により整備された広場等は「児童遊園」として市が帰属を受け維持管理をしています。

この制度の運用により、一定規模の公園・緑地等の確保を図ってきましたが、一方で、帰属を受ける児童遊園の増加に伴い、植物管理をはじめ、遊具等の施設の点検、修繕等維持管理に係る経費や業務量等負担の増加が課題となっています。

■ 主な施策

○開発に伴う公園配置義務の適正な運用

一定規模以上の開発においては、引き続き公園配置を義務付け、適正な公園・緑地等の確保を図ります。

○開発に伴う公園配置基準の緩和の検討(再掲)

全庁的に公共施設等の保有総量を抑制する方針が示されていることから、帰属を受ける児童遊園の規模・配置の適正化を図るため、開発行為において広場等の設置が必要となる開発区域面積の最低限度の緩和を検討します。検討に当たっては、児童遊園がこどもの遊び場だけでなく、幅広い世代の市民活動の場としての機能も有していることを十分に考慮し、周辺地域の公園・緑地等の配置状況を踏まえ、緩和に伴う影響の有無を検証します。

(2) 風致地区における緑化率の設定

■ 現況

風致地区内で、建築行為や宅地の造成等を行う場合は、良好な自然的景観を維持するため、敷地面積の10パーセント以上の緑地を確保すること(緑化率)を許可要件にしており、現況が木竹林の土地を開発する場合には、できる限り既存の樹木を残し、必要に応じて新たな植栽を行うように誘導しています。

■ 主な施策

○風致地区における許可制度の運用

引き続き、良好な自然的景観の保全を図るため、水戸市風致地区条例に基づく許可制度を適正に運用します。

(3) 林地開発許可制度（地域森林計画の活用）（再掲）

■ 現況

森林法に基づき、地域森林計画の対象森林において立木を伐採する際は市への届出が必要であり、伐採面積が0.5ヘクタール（太陽光発電施設の設置目的以外は1ヘクタール）を超える場合は、県知事への許可申請が必要です。その許可要件として、敷地内への森林の残置や造成を義務付けており、開発行為の目的に応じた森林率を設定しています。

■ 主な施策

○林地開発許可制度の運用

引き続き、茨城県と連携して、林地開発許可制度を適正に運用します。

(4) 建築行為に伴う緑化の誘導

■ 現況

景観法に基づき、一定規模以上の建築行為等を行う場合は、景観計画区域内行為の届出が義務付けられており、敷地内への植樹・植栽等の緑化誘導を含む景観形成基準への適合が必要となります。

■ 主な施策

○景観法に基づく届出制度の運用

引き続き、良好な都市景観の保全を図るため、景観法に基づく届出制度を適正に運用します。

3 協定等による民有地緑化

民有地の緑化を推進するために、都市緑地法では様々な制度が定められており、それらを活用した民有地緑化に取り組みます。

(1) 緑地協定

■ 現況

緑地協定は、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。本市では、2023（令和5）年度4月時点で、4か所合計2.7ヘクタールが締結されています。

■ 主な施策

○緑地協定の周知と拡大

制度の周知を図るとともに、引き続き協定の拡大に努めます。

(2) 市民緑地認定制度

■ 現況

市民緑地認定制度は、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を利用して公園と同等の空間（市民緑地）を創出する取組を支援するため、市民緑地を設置・管理する計画を市長が認定し、税制特例等の支援策を講じる制度です。対象区域は緑化地域又は緑化重点地区の区域内とされています。

■ 主な施策

○市民緑地認定制度の活用

本市では、市街化区域の全域を緑化重点地区に設定し、市民緑地認定制度の活用により、民間活力による民有地緑化に取り組みます。特に、中心市街地においては、身近な都市公園が不足している一方で、民間による土地利用が活発なため、公共の公園・緑地として活用できる土地の確保が非常に困難な状況にあることから、市民緑地認定制度の活用を推進します。

※中心市街地

第2期水戸市中心市街地活性化基本計画
（計画期間：令和5年4月から令和10年3月）
の計画区域を指す。

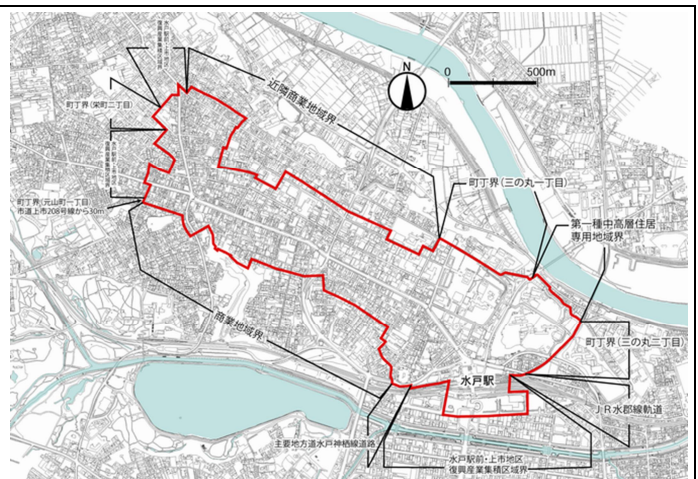


図4-2 中心市街地

基本施策4－② 多面的な緑の保全、緑化の推進

緑や水には、動植物の生息・生育できる環境となることや、二酸化炭素を吸収・固定し地球温暖化を防止し、気象を緩和する環境的な機能、人の心に潤いを与え、自然とのふれあいやレクリエーションの場となるなど、多面的な機能があります。

また、本市には400年を超える城下町として発展してきた歴史や文化があり、日本三名園の一つである偕楽園や水戸城跡等に残る緑は、まちの風格をつくり出しています。こうした多面的な緑は生活に不可欠な要素であり、緑や水の持つこれらの機能を最大限に発揮できるよう、保全と活用を進めていきます。

1 動植物の生息・生育環境の保全

本市は、北西部の丘陵地区に広がる緑地地帯や、那珂川に代表される河川、千波湖等の湖沼など、豊かな自然を有しており、それぞれの自然環境に適応した動植物が生息・生育することで、生物多様性が構成されています。長い年月をかけて形成された貴重な自然環境を守り、生物多様性を保全していくため、動植物の生息・生育環境の保全を図るとともに、自然の再生に努めます。

(1) 自然環境の保全とふれあいの場の提供

■ 現況

より多くの市民や事業者の自然環境の保全に係る意識高揚を図り、これからの水戸市の環境保全を担う人材の育成を図るため、自然環境の保全とふれあいの場の提供を推進する必要があります。

■ 主な施策

○場の整備

動植物の生息・生育できる環境として、また、レクリエーション、自然体験学習の場や緑に親しめる空間として、樹林地や水辺空間をはじめとした自然の保全を図ります。

○環境学習機会の充実

動植物の生息・生育環境や生物多様性への理解を深めるため、水戸市環境フェアやいばらき都市緑化フェスティバル、千波湖環境学習会など、誰もが参加しやすい、環境について学べる機会の充実に努めます。

千波湖環境学習会は、本市と一般社団法人茨城県環境管理協会が協働で実施している体験型の環境イベントです。千波湖周辺を会場に、年10回程度開催しており、本市に生息する様々な動植物について学ぶことができる内容となっており、引き続き定期的な開催に努めます。

(2) 動植物の生息・生育できる環境の保全活動

■ 現況

生物多様性を守るため、動植物の生息・生育できる環境の保全を行い、生物の多様性を育むビオトープ整備や美化活動など、市民が主体となった環境保全活動の支援を推進する必要があります。

■ 主な施策

○希少種保護、外来種対策

スナヤツメやホトケドジョウなど、市内に生息する希少な動植物を保護するとともに、広報により希少種の保護に係る意識啓発を図ります。また、市内での分布が確認されているアライグマやオオキンケイギク等の特定外来生物について、在来種への影響を軽減するため、防除に取り組みます。さらに、農作物被害や感染症対策のため、イノシシ等の有害鳥獣の管理を推進し、野鳥についても茨城県と連携しながら、外来種対策を実施します。

○ビオトープ整備活動への支援

千波湖において、アオコ増加の要因となる窒素、リンを減少させるため、ビオトープの整備等に積極的に取り組んでいる市民団体の活動を支援してまいります。

○ホタルの生息地保全活動の支援

セツ洞公園や千波公園西の谷など、市内各地でホタルの生息地保全に取り組んでいる市民団体の活動を支援してまいります。

(3) 再資源化・省エネルギー化の取組

■ 現況

豊かな水と緑と共生するゼロカーボン・エコシティの実現に向け、環境負荷を低減するため、再資源化や省エネルギー化に取り組み、地球環境にやさしい循環型社会の形成を推進する必要があります。

■ 主な施策

○緑のリサイクル事業の推進

ごみの減量化・再資源化のため、公園・緑地等の維持管理において発生した剪定枝や伐木材をチップ化する緑のリサイクル事業を推進します。チップは、除草目的として現場内に敷設したり、遊歩道のマルチング材としての利用や、吹き付け緑化の基盤材、暗渠疎水材、畑の堆肥等としての利用を図ります。

○スポーツ施設の脱炭素化

二酸化炭素排出量削減の取組の一環として、スポーツ施設にLED照明等を導入することにより、省エネルギー化を図ります。

○公園等の屋外灯の管理に係る民間活力活用(再掲)

公園や道路等の屋外灯について、灯具のLED化と、その後の維持管理業務を一括して民間事業者に委託(ESCO事業)することにより、業務の効率化とコストの削減を図り、あわせて省エネルギー化を推進します。

2 水辺環境の保全

本市には、千波湖をはじめ、那珂川、桜川、逆川、備前堀など、多くの水辺空間が形成されています。より市民に親しまれるよう、水辺空間の保全、整備に努めます。

(1) 良好な水辺環境の保全

■ 現況

本市には、那珂川、桜川、逆川、備前堀をはじめ、小規模河川や身近な湖沼、ため池など、日常生活圏に多くの水辺空間があります。

■ 主な施策

○水辺環境の保全

公共下水道や農業集落排水の整備により、生活排水の流入防止を図るなど、良好な水辺環境の保全を推進します。

(2) 湧水の保全

■ 現況

湧水は、古くから生活用水や農業用水として大切に使われてきており、都市部にある湧水は、人々にとって潤いを提供しています。また、渡里湧水群においては、市民による保全活動が行われています。

■ 主な施策

○湧水の保全

市民の憩いの場としての有効活用に向け、湧水の定点的な水質調査を実施するとともに、市民、事業者の取組を促進し、湧水の保全を図ります。

○渡里湧水群を活かす会(野木山緑地保全事業)の活動支援(再掲)

渡里湧水群は、本市西部に位置する長者山風致地区内の渡里台地の北側崖下にあたる場所において、複数箇所が確認されている湧水の総称です。渡里湧水群を活かす会は、これらの湧水箇所の環境保全活動を目的として、地域住民の有志により設立された組織です。

2015（平成 27）年度から本市のわくわくプロジェクト事業の一つとして活動をしており、周辺の都市緑地である野木山緑地の保全事業に対し、市が支援をしています。2021（令和 3）年には第 41 回緑の都市賞の内閣総理大臣賞を受賞し、市内外でその活動が高く評価されています。

渡里台地には、台渡里官衙遺跡群（国指定史跡）があり、自然環境と歴史的遺産が一体化となった緑づくりが期待できることから、継続的な支援を実施し、市民緑化活動を推進します。

(3) 千波湖・大塚池の保全

■ 現況

本市の水辺環境を代表する千波湖は、富栄養化等を原因とするアオコの発生が依然として課題となっています。また、大塚池は、河川等の水源がないことに加え、周辺地域の宅地化に伴う水源涵養地である樹林地の減少等の影響により水の供給が十分ではなく、池水の入れ替えが進みづらいことから、夏場にアオコが発生するなど、水質の悪化が課題となっています。

■ 主な施策

○千波湖の浄化(再掲)

桜川清流ルネッサンスⅡ（第二期水環境改善緊急行動計画）に基づき、那珂川の清浄水を千波湖へ最大毎秒3トン導水するなど、水質浄化の施策を推進し、より一層市民に愛される空間づくりに取り組みます。

○大塚池の水質改善(再掲)

公園南西側の水門について改築工事を実施し、アオコの滞留を改善するとともに、池の水量確保の方策を検討するなど、大塚池の水質改善を図ります。

3 歴史的・文化的環境の保存と活用

本市の指定文化財（記念物）の現況は表4-2のとおりです。歴史的資源や文化財は緑のオープンスペースとしての役割も果たしていることから、今後も保存と活用を進めます。

表4-2 水戸市の指定文化財（記念物）（2023（令和5）年3月時点）

種 類		国指定	県指定	市指定	計
記念物	史 跡	6	3	12	21
	名 勝	1			1
	天然記念物	1		8	9
計		8	3	20	31

(1) 文化財の保存と活用

■ 現況

本市には、弘道館、偕楽園、水戸城跡など、多くの文化財に恵まれており、各文化財の特性に応じた保存、活用が推進されています。

■ 主な施策

○文化財を生かした交流拠点づくり

弘道館・水戸城跡周辺の歴史的景観の保全、形成を図るなど、地区の更なる魅力づくりを推進します。

また、渡里湧水群を活かす会が活動している渡里台地には、台渡里官衙遺跡群（国指定史跡）があり、自然環境と歴史的遺産が一体となった緑づくりが期待できることから、継続的な支援を実施し、市民緑化活動を推進します。

(2) 世界遺産登録及び日本遺産ブランドの活用

■ 現況

近世日本の重要な教育遺産である弘道館、偕楽園の世界遺産登録及び日本遺産ブランドの活用に向け、関係自治体との推進協議会を通じた広域連携による活動を推進しています。

■ 主な施策

○世界遺産登録に向けた取組

弘道館、偕楽園の価値を市民と共有するとともに、周辺の歴史的景観を保全するため、引き続き世界遺産登録に向けた取組を推進します。

○日本遺産を生かしたブランド力の向上

2015（平成27）年に日本遺産認定第1号に認定された「近世日本の教育遺産群-学ぶ心・礼節の本源-」にふさわしい景観形成を進めるなど、日本遺産ブランドの向上に努めます。

第5 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画をより実効性のあるものにするため、市民、事業者、市による連携、協力はもとより、それぞれの役割を理解し、自発的に計画を推進できる体制を構築します。

○市民の取組

市民は、緑のまちづくりを担う中心的な役割を果たしていく必要があります。このため、自然や緑の価値・機能を理解し、地域の緑を資源として認識するなど、関心を高め、日常的に身近な緑の大切さを実感するよう努めます。

○事業者の取組

民間やNPO等の事業者は、地域の一員として緑を含めた環境の保全・活用を図り、事業活動が緑や環境に対して悪影響を与えないように配慮するとともに、市等の施策に協力するなど、緑のまちづくりに積極的に貢献するよう努めます。

○市の取組

市は、緑のまちづくりの先導役であり、すべての施策について責任をもって推進します。特に今後は、市民・団体や事業者と協働して緑のまちづくりを推進していくことがますます必要となることから、情報の提供や交流の場づくりに積極的に取り組むとともに、制度の活用や整備を進めます。

○水戸市緑化推進会議

水戸市緑化推進会議は、必要に応じて提言や審議を行い、市の施策の適正化に努めます。

2 進行管理

本計画を策定（Plan）し、施策や事業の実施（Do）を受けて、その効果を評価（Check）し、必要に応じて見直す（Action）、PDCAサイクルにより、施策の適切な進行管理と事業の質の確保を図ります。また、本計画で掲げる施策や事業は、計画の目標に向け着実に推進しますが、中間時や大きな社会動向の変化に応じて適宜、計画の見直しを行います。



図5－1 PDCAサイクルの概念図